

クリーニング所の事業譲渡の手続きについて

クリーニング業法の改正により、令和5年12月13日以降に事業譲渡契約がなされた場合、事業を譲り受けた方は新たにクリーニング所の開設届出をすることなく、**営業者の地位を承継することができる**ようになりました。この場合、事業を譲り受けた方が事業譲渡届出を遅滞なく提出してください。提出が著しく遅れた場合は、新規開設届出が必要となります。

手続きに必要な書類

- ① 事業譲渡届出書
- ② 営業の譲渡が行われたことを証する書類
(譲渡契約書等の写しまたは事業譲渡証明書など)
- ③ 譲受者が他にクリーニング所や無店舗取次店を営んでいる場合、
店舗の名称、所在地、従事者数、クリーニング師名等を記載した書類
- ④ 書換え交付申請書
- ⑤ 事業譲渡に係る確認書
- ⑥ クリーニング所届出事項変更届出書 (変更がある場合のみ)

(注意事項)

- ・施設の構造設備、従事するクリーニング師等の届出事項に変更があった場合、別途変更届出書の提出が必要になります。変更届の詳細は、裏面をご確認ください。
- ・前営業者（譲渡者）が変更届出せず施設の増改築を行っていた場合は、譲り受けた方が変更届を提出する必要があります。
- ・同一性が無い程度の増改築を行っていた場合は、変更届ではなく、新規開設届出が必要になります。
- ・確認済証の記載事項の内、開設者の氏名（法人にあっては、名称）に変更があるので、書換え交付申請が必要です。譲渡者の確認済証（紛失等している場合は亡失申立書）も合わせてご提出ください。

手続きの流れ

1. 事業譲渡の予定がある場合は、保健所に事前に相談
 2. 事業譲渡契約後、事業譲渡の届出を行う（上記①～③を保健所に提出）
 3. 後日、実地調査
- ※ 届出受理後、業務の状況確認のための実地調査を行います。そのため、事業譲渡の届出時に実地調査の日程調整をいたします。実地調査では、クリーニング師の登録状況や、施設の構造設備が法令の基準を満たしているか等の確認を行います。なお、施設の構造設備の確認事項につきましては、裏面をご確認ください。

クリーニング所届出事項変更届の必要書類について

- クリーニング所届出事項変更届出書
- その他必要書類 ※コピー可
 - (1) 従事しているクリーニング師に変更が生じた場合
変更後のクリーニング師の「クリーニング師免許証」
 - (2) 施設の構造設備の変更の場合
変更の前後が分かる図面
※確認済証の図面の差し替えを保健所で行い、後日交付します。

施設の構造設備の確認事項

クリーニング業法第3条、八尾市クリーニング業法施行条例第3条

- (1) 業務用の機械として洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台は備えること。（ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を有する場合は、脱水機は備えなくてもよい。）
- (2) クリーニング所及び業務用車両並びに業務用の機械及び器具は、清潔を保つことができる構造であること。
- (3) 洗たく物を洗たく又は仕上げを終わったものと終わらないものを区分できる設備を有すること。
- (4) 洗たく物をその用途に応じ区分して処理できる設備を有すること。
- (5) 洗場の床は、不浸透性材料（コンクリート、タイル等の水が浸透しないもの）で築造され、これに適当な勾配をつけ、水が停滞しない構造とすること。また、排水口を設けること。
- (6) 感染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分できる設備を有すること。また、これを消毒する具体的方法を有すること。
- (7) クリーニング所と住居その他の施設が区分されていること。
- (8) 換気、採光及び照明が十分に行うことができる施設構造であること。
- (9) 洗場の内壁は、床面からの高さが1メートルまでの部分は、不浸透性材料で造られていること。
- (10) 仕上げ場を有すること。
- (11) 洗濯物を収納する容器（運搬容器を含む。以下同じ。）その他の設備は、洗たくの終わったものと終わらないものとに区分できる設備を有すること。
- (12) 洗たく物を収納する容器その他クリーニング所内の設備を消毒する薬品を備えること。
- (13) テトラクロロエチレンその他の塩素系有機溶剤を使用するクリーニング所にあつては、ドライクリーニングを行うための機械に排液処理装置を設置すること。

（問合せ先）

八尾市清水町 1-2-5

八尾市保健所 保健衛生課 環境衛生担当（TEL：072-994-6643）